

**特定商取引に関する法律施行令の改正に係る消費者委員会への諮問について**  
(新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令案における改正に係るもの)

令和 3 年 10 月  
消 費 者 庁

**1. 諮問の背景**

- 今般、「新型コロナウイルス感染症等の影響による社会経済情勢の変化に対応して金融の機能の強化及び安定の確保を図るための銀行法等の一部を改正する法律」(令和 3 年法律第 46 号。以下「改正法」という。)が令和 3 年 5 月 26 日に公布された。
- 改正法第 3 条による改正後の金融商品取引法(以下「改正金商法」という。)第 63 条の 8 において、新たに「海外投資家等特例業務」が規定され、金融商品取引業者及び金融商品取引法第 33 条第 1 項に規定する金融機関以外の者であっても、改正金商法第 63 条の 9 第 1 項の規定による届出により(以下、当該届出をした者を「海外投資家等特例業務届出者」という(改正金商法第 63 条の 9 第 4 項。))、海外投資家等特例業務(主として海外投資家を出資者とする集団投資スキームの投資運用業等)が可能となった。
- また、海外で既に一定の業務実績があり、海外当局による許認可等を保有する運用事業者(以下「外国投資運用業者」という。)について、当該許認可等に基づき実施することができる投資運用業務の範囲に限り、日本で登録等を得るまでの一定の期間、国内でも届出により業務を可能とする新たな特例制度が整備された(改正金商法附則第 3 条の 3)。当該制度に基づき外国投資運用業者が行うことができる業務は「移行期間特例業務」と規定されている(同法附則第 3 条の 3 第 5 項)。

**2. 諮問事項(特定商取引法施行令の改正(適用除外の追加))**

- 特定商取引に関する法律(昭和 51 年法律第 57 号。以下「特定商取引法」という。)第 26 条第 1 項第 8 号ニの規定により、他の法律の規定によって訪問販売、通信販売又は電話勧誘販売における商品若しくは特定権利の売買契約又は役務提供契約について、その勧誘若しくは広告の相手方、その申込みをした者又は購入者若しくは役務の提供を受ける者の利益を保護することができることと認められる販売又は役務の提供として政令で定めるものは、特定商取引法を適用しないこととしている。

- また、特定商取引に関する法律施行令（昭和 51 年政令第 295 号。以下「特定商取引法施行令」という。）第 5 条の規定により、他の法律の規定によって購入者等の利益を保護することができると認められる販売又は役務の提供は、別表第 2 に掲げるものとされており、同別表第 2 第 5 号において、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）の適用除外規定が定められている。
- 今般、特定商取引法の適用除外の対象とすべき業務としては、上記 1. のとおり、①改正金商法第 63 条の 9 第 4 項に規定する海外投資家等特例業務届出者が行う同法第 63 条の 8 第 1 項に規定する海外投資家等特例業務、及び②同法附則第 3 条の 3 第 1 項に規定する外国投資運用業者が行う同条第 5 項に規定する移行期間特例業務である。
- 特定商取引法の適用除外の判断基準については、各個別法において、実効ある規制体系が構築されているか否か、つまり不当な勧誘や広告等について、㊦消費者被害に対する是正措置が整備されていること、㊧是正措置を発動することが可能となるような法目的との整合性、の 2 点を満たしているか否かが問われる<sup>1</sup>。
- この点、改正金商法は、海外投資家等特例業務届出者が、海外投資家等特例業務の運営に関し、投資家の利益を害する事実があるとき、6 月以内の期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じることができる旨規定している（同法第 63 条の 13 第 2 項）。この場合において、他の方法により監督の目的を達成することができないときは、業務の廃止を命じることができる旨規定している（同条第 3 項）。よって、㊦消費者被害に対する是正措置が整備されていると言える。
- また、改正金商法附則第 3 条の 3 第 4 項において、同条第 1 項の届出は同法第 63 条の 9 第 1 項の届出と、移行期間特例業務は海外投資家等特例業務と、それぞれみなして金融商品取引法の規定が適用されるため、「海外投資家等特例業務」についての業務停止命令等の監督処分を規定した金融商品取引法第 63 条の 13 が、（海外投資家等特例業務とみなされる）「移行期間特例業務」に対しても適用されることとなることから、海外投資家等特例業務届出者が行う移行期間特例業務についても、㊦消費者被害に対する是正措置が整備されていると言える。

---

<sup>1</sup> 具体的には、業務改善命令、約款変更命令、指示、懲戒等に該当する措置が法律上規定されており、事業者の不当な勧誘や不当な広告等によって消費者被害が発生した際に発動することが可能であり、消費者被害が発生している状況を一定の強制力をもって改善することができるものと認められる場合を指す。

- さらに、改正金商法は、「・・・有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図り、もって国民経済の健全な発展及び投資者の保護に資すること」を目的としており（第1条）、消費者概念に含まれる「投資者」の保護のために是正措置が行われ得ることから、①是正措置を発動することが可能となるような法目的を規定していると言える。
  
- したがって、改正金商法は、実効ある規制体系を構築しているため、上記の①改正金商法第63条の9第4項に規定する海外投資家等特例業務届出者が行う同法第63条の8第1項に規定する海外投資家等特例業務、及び②同法附則第3条の3第1項に規定する外国投資運用業者が行う同条第5項に規定する移行期間特例業務については、特定商取引法の適用除外とすることが認められることから、特定商取引法施行令において所要の改正を行うこととしたい。

以上